

京都府の主な遊所統制

＊[京都府勸業課 1872]、[京都府 1974]、『京都府達要約』 参照。

1870（明治3）年9月	京都府による直轄管理体制成立。 営業免許地以外での茶屋・遊女屋の新規開業禁止。 同業者組織として「茶屋商社」・「遊女商社」結成命じる。
1870（明治3）年11月	「芸者を召抱之者」の組織「芸者商社」設立。 「窮民授産所」設置のため、芸者・遊女1人に付日高の20分の1納税義務化。
1872（明治5）年10月	太政官布告第295号「芸娼妓解放令」公布。 人身売買の禁止を目的とし、芸妓・娼妓を含めた年季奉公人の解放を命じる。
	京都府布達第246号「遊女芸者改正ノ儀遊所へ達シタル旨布達ノ事」公布。 「本人真意」にて遊女・芸者を続けたい者は、免許地に限り営業を許可。 遊女屋・茶屋渡世を続けたい者についても、「席貸」渡世として営業許可。 遊女は2円、芸者は1円（「半線香」は半額）、「席貸」3円の月税の納税を義務づけ。 遊女芸者の冥加金＝療病院助費の納入は継続。
1873（明治6）年2月	下京区第十六区婦女職工引立会社（島原の遊所女紅場）開業。 日本初の遊所女紅場の誕生。京都府下の他地域にも次々と設立される。 傾城屋・遊女屋・茶屋は「貸座敷」に、芸者は芸妓、遊女は娼妓に改称。
1874（明治7）年	京都府下の婦女職工引立会社を遊所女紅場と改称。
1882（明治15）年8月	京都府甲第158号「貸座敷取締規則」、甲159号「娼妓営業取締規則」布達。 貸座敷営業免許地として、京都市内9カ所（上七軒・五番町・二条新地・先斗町・祇園新地・島原・宮川町・下河原・七条新地）+市外6カ所（伏見・墨染・中書島・福知山柳町・宮津万年町・同新浜）、合計15カ所を定める。
1883（明治16）年5月	甲第158号、159号を合わせ「貸座敷及娼妓取締規則」に改める。 引き続き営業許可・鑑札の発行は郡区役所で取り扱うも、翌年各警察署所管に。
1884（明治17）年7月	甲第104号「賦金規則」布達。 貸座敷営業者・娼妓・家形営業者・子方営業者に毎月5日賦金納税を命じる。 娼妓は月2円50銭、屋形・子方営業者は芸娼妓1人につき30銭。 貸座敷営業者は昼数による等級別＋上がり高の多寡により金額変動。
1885（明治18）年3月	京都府、娼妓の年齢を満15歳以上に定め、後年18歳以上に変更。
1886（明治19）年7月	府令第3号「五業取締規則」布達、「貸座敷及娼妓取締規則」廃止。 五業＝貸座敷営業・屋形（子方）営業・引手茶屋・娼妓・紹介業を指す（?）。 各免許地に 同業者組合 を設け、所轄警察署の認可を受けることを命じる。
1887（明治20）年5月	綴喜郡橋本を貸座敷営業免許地指定。
1888（明治21）年2月	加佐郡舞鶴町を貸座敷営業免許地指定。 4月市区改正・第三高等学校誘致により二条新地の指定を外し、6月営業停止。
1900（明治33）年	内務省令第44号「娼妓取締規則」公布。京都府、「貸座敷取締規則」「娼妓取締規則」「娼妓健康診断施行規則」「芸娼妓紹介業取締規則」「賦金徴収規則」発布。 各営業免許地の所轄警察署において娼妓名簿への登録・営業中の登録証携帯、 毎月の 検徴 、居住区域の限定、区域外に出る際は外出券の携帯を義務づける。
1900（明治33）年11月	駆黴院を八坂病院へ改称、 娼妓検査所 を併設。
1911（明治44）年	八坂病院移転計画にともない 財団法人八坂女紅場、跡地4,300坪購入。 翌年2月この跡地に 歌舞練場 を新築。都踊を開催。
1913（大正2）年1月	八坂病院・娼妓検査所、東山五条に新設、移転（後の洛東病院）。
1956（昭和31）年	売春防止法公布。翌年4月施行。制度上は公娼廃止。

（作成：松田有紀子）